

託送供給等特例認可申請書

電 業 第 号

平成30年2月 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

富山県富山市牛島町15番1号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により次のとおり託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実 施 期 間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容等

平成30年2月4日からの大雪により被害が生じたため、福井県福井市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県吉田郡永平寺町、福井県丹生郡越前町および福井県越前市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域および隣接する地域のうち、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年1月（平成30年2月6日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2月および3月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第28号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：平成30年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成30年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時

の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：平成30年8月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成30年2月4日からの大雪の影響により、当社供給区域内の電気の利用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、これらの地域および隣接する地域において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

(1) 災害救助法適用日：平成30年2月6日

福井県福井市（ふくいけん ふくいし）

福井県大野市（ふくいけん おおのし）

福井県勝山市（ふくいけん かつやまし）

福井県鯖江市（ふくいけん さばえし）

福井県あわら市（ふくいけん あわらし）

福井県坂井市（ふくいけん さかいし）

福井県吉田郡永平寺町（ふくいけん よしだぐん えいへいじちょう）

福井県丹生郡越前町（ふくいけん にゅうぐん えちぜんちょう）

(2) 災害救助法適用日：平成30年2月13日

福井県越前市（ふくいけん えちぜんし）

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

福井県今立郡池田町（ふくいけん いまだてぐん いけだちょう）

福井県南条郡南越前町（ふくいけん なんじょうぐん みなみえちぜんちょう）

石川県小松市（いしかわけん こまつし）

石川県白山市（いしかわけん はくさんし）

石川県加賀市（いしかわけん かがし）

岐阜県郡上市※（ぎふけん ぐじょうし）

※白鳥町（しろとりちょう）の一部

以上